

Ⅱ 非循環式浴槽を使用している場合

静岡市旅館業法等施行条例

項目	作業内容
原湯、原水等の 水質検査 (水道水以外を使用する場合)	・ 1年に1回以上 ・ 6項目 色度※：5度以下 濁度※：2度以下 pH値※：5.8以上8.6以下 有機物等（以下の2つのうちのいずれか）※ ・ 全有機炭素（TOC）の量：3mg/L以下 ・ 過マンガン酸カリウム消費量：10mg/L以下 大腸菌：検出されないこと レジオネラ属菌：検出されないこと（10cfu未満/100mL） ・ 結果は脱衣室等の見やすい場所に掲示し、保健所に報告 ・ 水質検査の結果の記録は、検査の日から3年間保存 ※温泉水、井戸水、又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合で基準により難しく、衛生上危害を生ずるおそれがない場合は、検査項目のうち※項目については、適用除外あり
浴槽水の水質検査 (入浴者ごと完全換水する場合は除く)	・ 1年に1回以上 ・ 4項目 濁度※：5度以下 有機物等（以下の2つのうちのいずれか）※ ・ 全有機炭素（TOC）の量：8mg/L以下 ・ 過マンガン酸カリウム消費量：25mg/L以下 大腸菌：1個/mL以下 レジオネラ属菌：検出されないこと（10cfu未満/100mL） ・ 結果は脱衣室等の見やすい場所に掲示し、保健所に報告 ・ 水質検査の結果の記録は、検査の日から3年間保存 ※温泉水、井戸水、又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合で基準により難しく、衛生上危害を生ずるおそれがない場合は、検査項目のうち※項目については、適用除外あり
貯湯槽	清掃と消毒：1年に1回以上 温度保持：（ア） 通常の使用状態 60℃以上 （イ） 最大の使用状態 55℃以上 ただし、温度保持できない場合は、年1回以上貯湯槽内原湯水質検査(6項目)と検査結果に応じて清掃と消毒 消毒：①遊離残留塩素濃度が50～100mg/Lの塩素水を貯湯槽内壁に噴霧する方法 ②モノクロラミン濃度が50～100mg/Lのモノクロラミン溶液を貯湯槽内壁に噴霧する方法
浴槽	・ 共同浴室の浴槽は、原湯、原水を供給することにより、常に満水に保つ ・ 毎日の完全換水と清掃
打たせ湯、シャワー	・ 循環している温水、水は使用しない
注意の掲示	・ 循環している温水、水を誤飲するおそれがある場合は、誤飲を防止するための注意を掲示する ・ (共同浴室を設置する場合)脱衣室等の見やすい場所に、入浴上の注意を掲示する
浴槽水の排出	・ 浴槽水を河川又は湖沼に排出する場合は、環境保全のための必要な処理を行う
管理計画書	・ 衛生管理を自主的に行うため、衛生管理に係る計画書を保健所に提出する ・ 計画書の写しは、3年間保存する
点検表	・ 点検表を作成し、脱衣室等の見やすい場所に掲示する ・ 点検表は、点検の日から3年間保存する
衛生管理責任者	・ 衛生管理を行うための責任者を定める

担当：

静岡市保健所 生活衛生課 生活衛生係
 〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号
 TEL 054-249-3156 fax 054-209-0540